

前回フォーラムでのご意見と機構の対応

原子力平和利用と核不拡散にかかわる国際フォーラムの開催について	
ご意見	機構の対応
1. 世界は、今後の日本の原子力政策や原子力研究開発の行方、また原子力施設の核セキュリティ対策に関心を抱いており、それらを十二分に話せる日本人の講演者が必要	<ul style="list-style-type: none"> 末松総理大臣補佐官(東日本大震災復興対策担当)から「福島原発事故から見えた原発の核セキュリティと安全性」と題して講演頂いた。 講演のポイントは、核セキュリティ対策の重要性、核セキュリティの対象(自然災害、過失による事故発生の防止、人為的な攻撃への対処)、原子力施設の構造及び設計上の脆弱性の問題、国際的なネットワークの強化等である。なお、今後の日本の原子力政策や原子力研究開発については、言及されなかった(「革新的エネルギー・戦略会議」、「エネルギー基本計画」及び「原子力政策大綱」はいずれも2012年夏を目途に策定、あるいは改訂予定)。
2. 国際フォーラムでの議論をソウル核セキュリティサミットにつなげることを目的とするのであれば、3S(安全、核セキュリティ、核不拡散)全般より安全と核セキュリティの2Sに絞ったほうが議論しやすいのではないか	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全と核セキュリティに焦点を絞り、両者のシナジー及び統合的アプローチ等について、基調講演及び特別講演を頂いた。 また、パネル討論においては、福島原子力事故の教訓と課題に鑑み、重大事故を引き起こす可能性のある核セキュリティ上のリスク評価、核セキュリティ対応における国と事業者の責任と役割、2Sのインターフェースとシナジー効果について議論した。
3. パネル2では原子力安全と核セキュリティ双方の観点から情報の取り扱い(情報公開の指標)につき議論して欲しい	<ul style="list-style-type: none"> 日本のパネリストからは、福島事故の事例を用いつつ透明性と機微情報の管理における指針の必要性、また、米国のパネリストからは、米露における機密保持協定の締結により、露国の機密を漏えいすることなく露国施設の脆弱性の改善、引いては両国の信頼醸成にも寄与した例が紹介された。 時間の都合上、原子力安全と核セキュリティ双方の観点からの情報公開の指標までは議論できなかった。今後の課題である。 なお、核物質防護に関しては、どのような

	<p>事項を核物質防護に係る秘密として守秘すべきかの例示は省令で規定されており、またその詳細は、事業者に作成が義務付けられている核物質防護規定の下部規定である情報管理要領で規定される</p>
--	---

<p style="text-align: center;">福島第一原子力発電所事故関連対応(核不拡散関連)</p>	
<p>4. 福島原発事故により燃料溶融で核物質の計量管理ができない場合、IAEAとの保障措置協定上はどのような取り扱いになるのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 溶融燃料については、今後、国/IAEA/東電との協議により決定されるものではあるが、機構も溶融燃料の計量管理方法について、政府主管の研究開発推進本部のなかで、検討していくとしている。
<p>5. 福島原発の保障措置に係る問題は、日本と米国の国際協力の一環として、また開かれた場で透明性をもって行う必要があると考える</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 福島原発の保障措置に係る問題については、国と IAEA との間で透明性をもって実施していくものとする。機構としては、必要な課題について協力していきたい。 • また機構は、福島原発の計量管理に関して、米国 DOE との核不拡散・保障措置分野での研究開発協力取決めの中でも協力を予定している。その状況については、政府主管の研究開発推進本部に逐次報告することで、透明性を確保できると考える。